

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 所管事務の調査（視察）

(1) 在宅療養支援病院としての総合川崎臨港病院の取組について

資料1 在宅医療の充実に向けた取組について

平成30年11月8日

健康福祉局

# 在宅医療の充実に向けた取組について

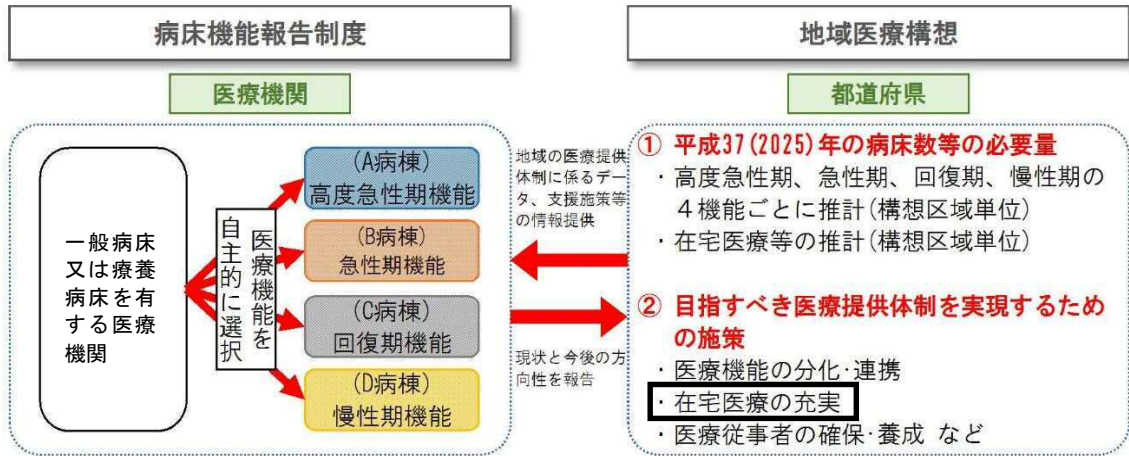
## 1 2025年のあるべき医療提供体制の構築 ～神奈川県地域医療構想～

高齢化の進展に伴う医療・介護ニーズの増大→変化に対応した適切な医療・介護提供体制の構築が必要  
 <制度改正>

平成26年6月「医療介護総合確保推進法」の制定、「医療法」の改正

- 病床機能報告制度の開始（平成26年度～）  
各医療機関が担う病床機能を病棟ごとに選択し、都道府県に毎年報告
- 地域医療構想の策定  
都道府県は将来における地域の医療提供体制のあるべき姿を示す地域医療構想を策定  
平成28年10月に神奈川県地域医療構想策定

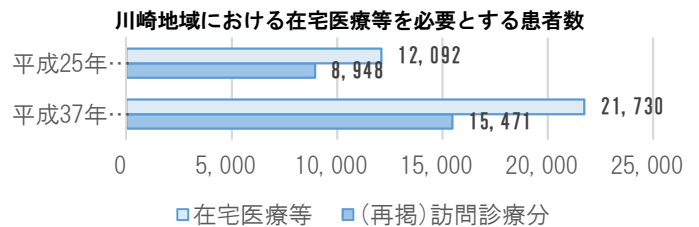
### 病床機能報告制度と地域医療構想



## 2 在宅医療の充実

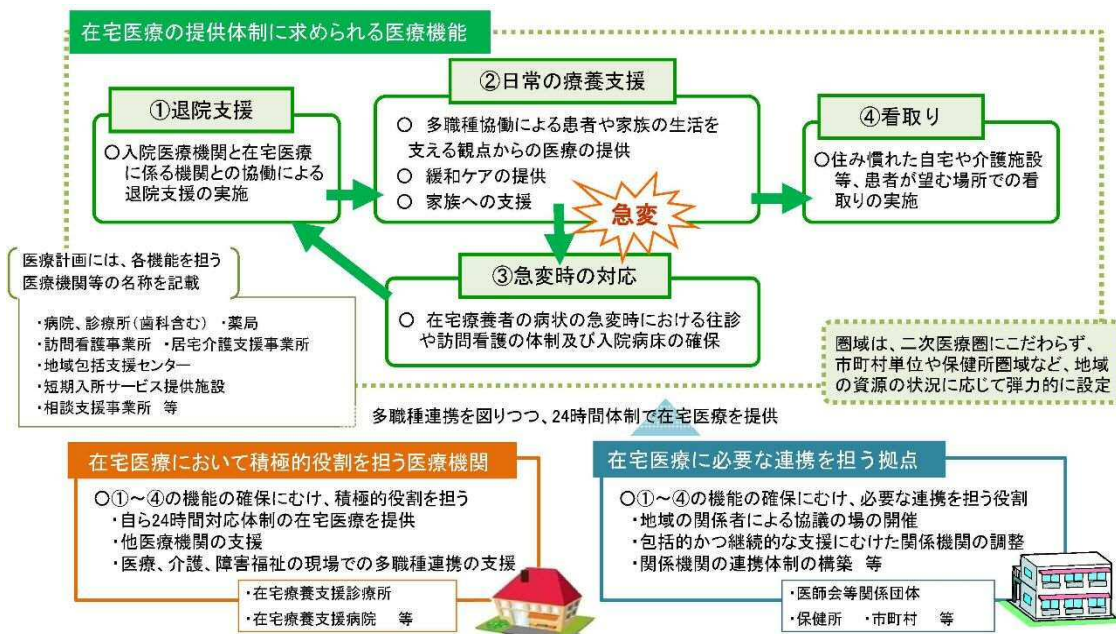
### <在宅医療を必要とする患者数>

川崎地域では、在宅医療等を必要とする患者数は大幅に増加すると推計されている

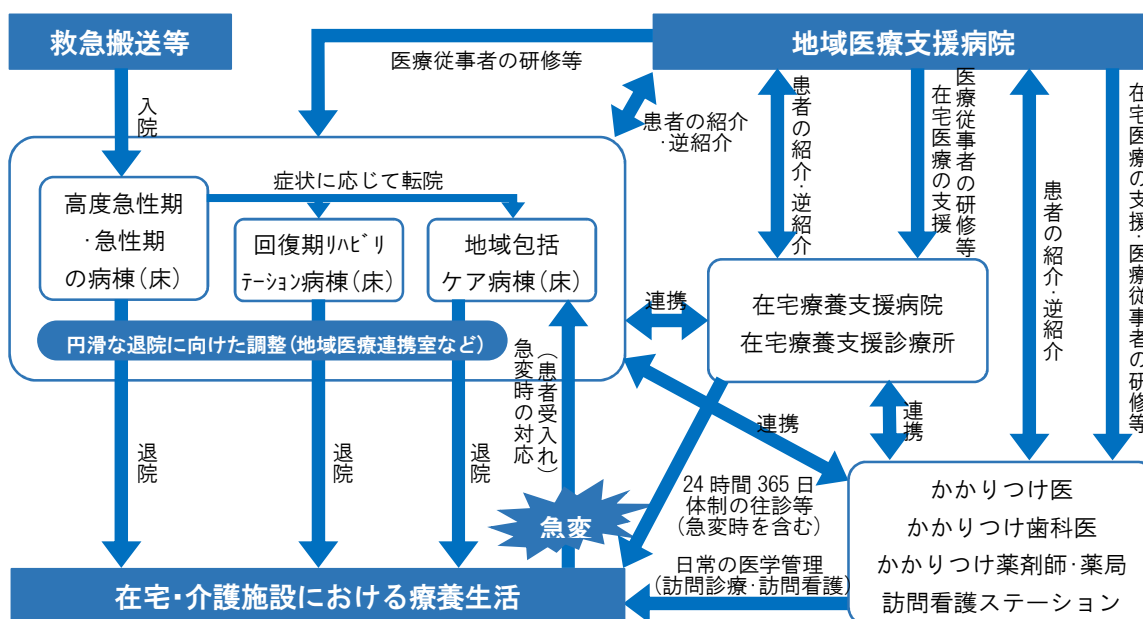


### <在宅医療の体制構築>

住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、医療と介護の連携を進めるとともに、患者数の増加を踏まえた在宅医療体制を構築する必要がある



## 退院調整及び在宅療養支援体制のイメージ



### 3 在宅療養支援病院について

#### 在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の設置基準

在宅療養支援診療所	在宅療養支援病院
<p>地域において在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する診療所</p> <p>【主な施設基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 診療所</li> <li>② 24時間連絡を受ける体制を確保している</li> <li>③ 24時間往診可能である</li> <li>④ 24時間訪問看護が可能である</li> <li>⑤ 緊急時に入院できる病床を確保している</li> <li>⑥ 連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに適切に患者の情報を提供している</li> <li>⑦ 年に1回、看取りの数を報告している</li> </ol> <p>注1：③、④、⑤の往診、訪問看護、緊急時の病床確保については、連携する保険医療機関や訪問看護ステーションにおける対応でも可</p>	<p>診療所のない地域において、在宅療養支援診療所と同様に、在宅医療の主たる担い手となっている病院</p> <p>【主な施設基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 200床未満の病院又は4km以内に診療所がない</li> <li>② 24時間連絡を受ける体制を確保している</li> <li>③ 24時間往診可能である</li> <li>④ 24時間訪問看護が可能である</li> <li>⑤ 緊急時に入院できる病床を確保している</li> <li>⑥ 連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに適切に患者の情報を提供している</li> <li>⑦ 年に1回、看取りの数を報告している</li> </ol> <p>注2：④の訪問看護については、連携する保険医療機関や訪問看護ステーションにおける対応でも可</p>
<p><b>機能を強化した在宅療養支援診療所・病院</b></p> <p>複数の医師が在籍し、緊急往診と看取りの実績を有する医療機関(地域で複数の医療機関が連携して対応することも可能)が往診料や在宅における医学管理等を行った場合に高い評価を行う。</p> <p>【主な施設基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 在宅医療を担当する常勤の医師が3名以上配置</li> <li>② 過去1年間の緊急の往診の実績を5件以上有する</li> <li>③ 過去1年間の在宅における看取りの実績を2件以上有している</li> </ol> <p>注3：①の医師数については、他の連携保険医療機関(診療所又は200床未満の病院)との合計でも可</p>	

出典：厚生労働省「社会保障審議会医療保険部会における主な議論に関する参考資料」(平成25年5月29日)

#### 本市の在宅療養支援病院 (5施設)

総合川崎臨港病院・宮川病院・鹿島田病院・麻生リハビリ総合病院・たま日吉台病院